小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第５号

福岡県八女市立花町北山3749番地１
再生債務者　原　　重信
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月26日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第４号

兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1301号
再生債務者　吉田　勢那
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再ロ）第２号

宮城県気仙沼市松崎鶴巻54番地23
再生債務者　小松　尚太
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１２号

大阪府東大阪市加納２丁目１番８号
再生債務者　淡路島バーガー大和郡山店こと　横尾　　健
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第８号

広島市安佐北区大林町863番地５
再生債務者　出口　信二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第５号

広島県福山市東深津町六丁目１番56―７号
再生債務者　平松　利將
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第８号

栃木県小山市大本980
申立人　佐藤美恵子
（亡塚原喜一の最後の住所）栃木県栃木市大宮町1772番地14老人ホームはな（亡塚原喜一の不動産登記記録上の住所）小山市大字大本1025番地
所有者　亡塚原喜一相続財産
届出期間満了日　令和８年12月25日
令和８年10月21日
宇都宮地方裁判所栃木支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　小山市大字大本字中村
地番　979番１
地目　畑
地積　357平方メートル
２　所在　小山市大字大本字中村
地番　981番１
地目　畑
地積　231平方メートル

令和８年（チ）第５号

愛知県一宮市長島町4丁目16番地
申立人　伴野　誉志雄
住所・居所　不明
（本籍地）京都府京都市上京区松屋町通上長者町下る須浜東町450番地
所有者　小澤　春枝
届出期間満了日　令和8年12月18日
令和8年10月21日
名古屋地方裁判所一宮支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　一宮市長島町四丁目
地番　16番
地目　宅地
地積　446．28平方メートル
以上

令和８年（チ）第１号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
住所・居所　不明
（亡田所一幸の最後の住所）茨城県常陸太田市高貫町263番地
共有者　亡田所一幸相続財産
届出期間満了日　令和８年12月19日
令和８年10月19日
水戸地方裁判所民事部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　那珂市額田東郷字北圷
地番　1244番
地目　畑
地積　3073平方メートル
（持分24分の１）
２　所在　那珂市額田北郷字下川原
地番　1608番
地目　畑
地積　1174平方メートル
（持分24分の１）
３　所在　那珂市額田北郷字下川原
地番　1616番
地目　畑
地積　806平方メートル
（持分24分の１）

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１２号

申立人　有限会社伸工
住所・居所　不明
登記記録上の住所　黒磯市大原間２４７番地
所有者　橋本　四郎
届出期間満了日　令和８年１２月２１日
令和８年１０月２１日
宇都宮地方裁判所大田原支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　那須塩原市大原間字前表２５０番地、２５０番地先
家屋番号　２５０番
種類　居宅・店舗
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　６３．７６平方メートル

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第７号

千葉県長生郡白子町剃金2730番地27
申立人　ダイアパレス白子管理組合法人
代表者理事　安川　昭博
住所・居所　不明
（亡石橋紀子の最後の住所）千葉県長生郡白子町剃金2730番地27　ダイアパレス白子第１－413
（不動産登記記録上の住所）東京都西東京市富士町六丁目12番２号ライフピアオークランド２号
区分所有者　亡石橋紀子相続財産
届出期間満了日　令和８年12月21日
令和８年10月21日
千葉地方裁判所一宮支部